



条例改正新旧対照表

令和8年6月2日

丹波篠山市

目 次

議案第 5 1 号	丹波篠山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	1
議案第 5 2 号	丹波篠山市公告式条例及び丹波篠山市財政状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第 5 3 号	丹波篠山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第 5 4 号	丹波篠山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第 5 5 号	丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第 5 6 号	丹波篠山市火入れに関する条例の一部を改正する条例	19

丹波篠山市職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手当の種別	区分	支給額	支給を受ける者	手当の種別	区分	支給額	支給を受ける者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 災害応急作業 等手当	日額	<u>710円</u>	異常な自然現象等による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防又は道路等において巡回監視の業務に従事した職員	8 災害応急作業 等手当	日額	<u>950円</u>	異常な自然現象等による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防又は道路等において巡回監視の業務に従事した職員
		<u>1,080円</u>	異常な自然現象等による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査又は消防活動等に従事した職員			<u>1,440円</u>	異常な自然現象等による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査又は消防活動等に従事した職員
		<u>710円</u>	災害対策基本法（昭和36年法律第223			<u>950円</u>	災害対策基本法（昭和36年法律第223

	<p>ただし、次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に定める額（同一の日において、次の各号のいずれにも該当するときは、第2号に定める額）を加算した額とする。</p> <p>(1) 業務が日没時から日出</p>	<p>号) 第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づく災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された職員で、避難所運営に係る業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務に従事した職員</p>		<p>ただし、次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に定める額（同一の日において、次の各号のいずれにも該当するときは、第2号に定める額）を加算した額とする。</p> <p>(1) 業務が日没時から日出</p>	<p>号) 第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づく災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された職員で、避難所運営に係る業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務に従事した職員</p>
--	---	--	--	---	--

	<p>時までの間に 行われた場合 当該額の1 00分の50 に相当する額</p> <p>(2) 業務が著 しく危険であ ると市長が認 める区域で行 われた場合 当該額の10 0分の100 に相当する額</p>		<p>時までの間に 行われた場合 当該額の1 00分の50 に相当する額</p> <p>(2) 業務が著 しく危険であ ると市長が認 める区域で行 われた場合 当該額の10 0分の100 に相当する額</p>
--	--	--	--

丹波篠山市公告式条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、別表に定める掲示場に掲示して行う。</p> <p><u>(規則の公布)</u></p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則の公布に準用する。</u></p> <p><u>(規程の公表)</u></p> <p>第4条 <u>規則を除くほか、市長の定める規程で公表を要するものは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。</u></p> <p>(市の機関の定める規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、別表に定める掲示場に掲示して行う。</p> <p>3 <u>電磁的記録による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイト</u>に設置した掲示場に掲示して行う。</p> <p><u>(規則の公布)</u></p> <p>第3条 <u>規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の規則の公布に準用する。</u></p> <p><u>(規程の公表)</u></p> <p>第4条 <u>前条の規定は、市長の定める規程で公表を要するものに準用する。</u></p> <p>(市の機関の定める規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第3条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規則及び規程</u>で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者<u>の氏名</u>」と読み替えるものとする。</p>

2 前条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(削除)

丹波篠山市財政状況の公表等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(財政状況の公表)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、丹波篠山市公告式条例（平成11年篠山市条例第3号）<u>第2条第2項</u>に規定する掲示場に公示してこれを行う。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(財政状況の公表)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、丹波篠山市公告式条例（平成11年篠山市条例第3号）<u>第2条</u>に規定する掲示場に公示してこれを行う。</p> <p>2～4 (略)</p>

丹波篠山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="333 384 1037 459"><u>丹波篠山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p data-bbox="293 480 394 512"><u>(目的)</u></p> <p data-bbox="250 533 1122 743">第1条 <u>この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p data-bbox="293 810 394 842"><u>(定義)</u></p> <p data-bbox="250 863 1122 938">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="282 959 472 991">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="282 1011 1122 1129">(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形</u>等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p data-bbox="282 1150 483 1182">(4)～(10) (略)</p> <p data-bbox="293 1203 707 1235">(電子情報処理組織による申請等)</p> <p data-bbox="250 1256 1122 1331">第3条 <u>市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該</u></p>	<p data-bbox="1227 384 1930 459"><u>丹波篠山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p> <p data-bbox="1187 480 1288 512"><u>(目的)</u></p> <p data-bbox="1144 533 2016 791">第1条 <u>この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p data-bbox="1187 810 1288 842"><u>(定義)</u></p> <p data-bbox="1144 863 2016 938">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1176 959 1366 991">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="1176 1011 2016 1129">(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形</u>その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p data-bbox="1176 1150 1377 1182">(4)～(10) (略)</p> <p data-bbox="1187 1203 1601 1235">(電子情報処理組織による申請等)</p> <p data-bbox="1144 1256 2016 1331">第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において<u>書面等により行うことその他のその方法が規定されているものにつ</u></p>

条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

いては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、市の機関が定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知

料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、市の機関が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の市の機関が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知

等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の

等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合には、市の機関が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において

規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関が定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書類等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の市の機関が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市の機関が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法によりその概要を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

丹波篠山市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。</u></p>

4 (略)

4 (略)

丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>80万9千円</u>」として同項の規定を適用して算定した総</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>82万6千5百円</u>」として同項の規定を適用して算定し</p>

所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には0とする。）によるものとする。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (19) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が80万9千円以下である者をいう。

た総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には0とする。）によるものとする。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (19) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が82万6千5百円以下である者をいう。

(所得等による支給制限)

第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは支給しない。

(1) 高齢期移行者の福祉医療費については、市町村民税世帯非課税者でないとき、又は市町村民税世帯非課税者（所得を有しない者を除く。）であって、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万9千円を超えるとき、若しくは要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護2から要介護5までの要介護認定を受けていないとき。

(2) 重度障害者及び高齢重度障害者（以下この号において「重度障害者等」という。）の福祉医療費については、重度障害者等及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者等の生計を維持する者（以下この号において「判定対象者」という。）について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2

(所得等による支給制限)

第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは支給しない。

(1) 高齢期移行者の福祉医療費については、市町村民税世帯非課税者でないとき、又は市町村民税世帯非課税者（所得を有しない者を除く。）であって、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が82万6千5百円を超えるとき、若しくは要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護2から要介護5までの要介護認定を受けていないとき。

(2) 重度障害者及び高齢重度障害者（以下この号において「重度障害者等」という。）の福祉医療費については、重度障害者等及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者等の生計を維持する者（以下この号において「判定対象者」という。）について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法附則第5条の4第5項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める規定に

第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（判定対象者が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度（当該月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。）にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額）の合計額が235,000円以上であるとき。

(3)・(4) (略)

2 (略)

よる控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（判定対象者が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度（当該月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。）にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額）の合計額が235,000円以上であるとき。

(3)・(4) (略)

2 (略)

丹波篠山市火入れに関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>又は強風注意報、乾燥注意報</u>又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報、<u>林野火災に関する注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>強風注意報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報</u>又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>